

項 目	内 容	備 考
2 規則体系の変更	<ul style="list-style-type: none"> 現在の当社の業務規程及び受託契約準則等の諸規則は、株券売買を前提に構成され、指数先物取引等の他の商品・取引のために特例を設けることとしているが、現物市場統合以降、当社では市場デリバティブ取引のみが行われることから、これら諸規則について指数先物取引をベースに規定しなおす。 	
3 取引参加者制度の整備	<ul style="list-style-type: none"> 現物市場統合により当社において現物取引が行われなくなることから、当該取引に係る取引資格を廃止し、当社における取引資格を先物取引等取引資格とF X取引資格の2種類とするともに、各資格の取得に係る取引参加者参加金、先物取引等取引参加者及びF X取引参加者に係る基本料、資格審査料及び資格の喪失に係る手数料の額を定める。 現行では基本料を含む全ての取引参加者料金について、前月分を毎月20日（休業日の場合は順次繰り下げる。）に納入するとしているところ、基本料については、当月分を当社に納入するよう改める。 	<ul style="list-style-type: none"> 取引参加者参加金及び基本料は、それぞれ現行制度において該当する資格のみを取得又は有する場合と同額とする。資格審査料等を含めた具体的な額は別紙のとおりとする。 平成25年8月は、平成25年7月分と合わせて、平成25年8月分に係る基本料を徴収する。
4 個別証券オプション取引に関する整備	<ul style="list-style-type: none"> 個別証券オプション取引の権利行使により成立するオプション対象証券の売買に係る決済のために、東証が定める信用取引・貸借取引規程に規定する貸借取引を行うことができるよう規定を整備する。 	<ul style="list-style-type: none"> 貸借取引の対象となるオプション対象証券は、東証が選定する貸借銘柄であるものに限る。 貸借取引に係るオプション対

項 目	内 容	備 考
5 その他 III 実施時期（予定）	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他所要の整備を行う。 ・ 平成 25 年 7 月 16 日に実施する。 	象証券の売買は、東証が定める制度信用取引に基づくもの又は自己の信用売り若しくは信用買いに係るものに限る。

以 上

取引参加者参加金等の額

項目	内容	備考
1 取引参加者参加金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取引参加者参加金の額は、次に掲げる取引資格の取得の区分に従い、それぞれに定める金額（取引所取引許可業者が取引資格を取得する場合にあっては、それぞれに定める金額に10分の1を乗じて得た金額）とする。 ① 先物取引等取引資格を取得する場合（F X取引資格を同時に取得する場合を含む） 3,000万円 ② 先物取引等取引資格を有しない者がF X取引資格を取得する場合 300万円 ③ F X取引資格を有する者が先物取引等取引資格を取得する場合 2,700万円 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 先物取引等取引資格を有する者がF X取引資格を取得する場合は、F X取引資格に係る取引参加者参加金を必要としない。
2 基本料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本料の額（月額）は、次に掲げる取引参加者の区分に従い、それぞれに定める額とする。 ① 先物取引等取引参加者 24万円 ② F X取引参加者 3万円 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現物市場統合に伴い、基本料の額が変更となる取引参加者においては、現物市場統合の日が属する月の基本料を、変更前後の基本料の額を日割按分した額として徴収する。
3 資格審査料等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取引資格取得申請者が当社に納入する資格審査料の額は100万円とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行では取引参加者に負担を求めている取引資格取得時及

項 目	内 容	備 考
	<ul style="list-style-type: none">取引資格を喪失する取引参加者が当社に納入する取引資格の喪失に係る手数料の額は50万円とする。	び取引資格喪失時の公告費用は、求めないこととする。